

福岡県公報

平成28年9月9日
第3825号

目次

告示 (第687号 - 第689号)

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- ### 公告
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
 - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
 - 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 3
 - 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 4
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
 - 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 6
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (社会活動推進課) 6
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (社会活動推進課) 7
 - 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) 7
 - 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 7
 - 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 7

- 指定介護老人福祉施設の指定 (介護保険課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (財産活用課) 8

告示

福岡県告示第687号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 旭町
- 2 区域の所在地 田川郡福智町赤池
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から17号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と17号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
田川郡福智町赤池	577番11	1号
	577番27	2号、7号から11号まで
	577番28地先道路敷	3号
	577番28	4号から6号まで
	577番16	12号、14号
	577番17	13号
	577番20地先道路敷	15号
	577番15	16号
	577番10	17号

福岡県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	一般 国道	322号	前	田川市大字位登185番7 先から 田川市大字位登264番6 先まで	6.7 ～ 11.6	7.6
			後	田川市大字位登185番7 先から 田川市大字位登264番6 先まで	6.7 ～ 6.7	

福岡県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年9月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	庄 伊田線	田川郡大任町大字大行事935番1先から 田川郡大任町大字大行事938番1先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
田川市大字奈良1520番71及び1520番122から1520番126まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川市中央町1番1号
田川市
田川市長 二場 公人

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鞍手郡鞍手町大字中山字柳3024番164、3024番169及び3059番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
中間市大字中底井野1164番地4
北九食品加工有限公司
代表取締役 沖野 真一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町大字吉原字松ヶ下633番1の一部、633番2から633番28まで、638番1及び638番3並びにこれらの区域内の町有地である道路及び水路の各一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区港二丁目10番14号

有限会社アルカディア21

取締役 赤星 万理子

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年8月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン行橋

(2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他72社	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他77社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年8月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 福岡プラザ

(2) 所在地 糟屋郡久山町大字久原3256、3242 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社 ALEXANDER&SUN	代表取締役 鄒 積人	東京都新宿区新宿五丁目17番13号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社 ALEXANDER&SUN	代表取締役 鄒 積人	東京都新宿区新宿五丁目17番13号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年4月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,219.5平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
店舗北、南側	35
合計	35

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

店舗業態上、二輪車による来店は想定されないため、該当なし

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
荷さばき施設 No. 1 店舗南西側	27.0
荷さばき施設 No. 2 店舗西側	27.0
合計	54.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
店舗建物内西側	6.9
合計	6.9

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前8時00分	午後8時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前7時30分～午後8時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
出入口 No. 1	敷地南東側
入口 No. 2	敷地北東側
出入口 No. 3	敷地北側
合計	3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時00分～午後8時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年8月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ岡垣町吉木東店

(2) 所在地 遠賀郡岡垣町吉木東一丁目125番7 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信	朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信	朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年4月24日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,475平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	60
合計	60

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地西側	33

建物敷地南側	15
合計	48

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物西側	50
合計	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物敷地北西側	6.98
合計	6.98

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地南西側及び南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ瀬高店・ソフトバンクみやま

(2) 所在地 みやま市瀬高町下庄字東欠橋723番1 外26筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 歩行者の通行の利便の確保等

当該店舗の周辺の道路は地元住民の生活道路として使用されているので、安全対策を徹底すること。

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

市環境衛生課と協議を行い、分別によるリサイクル等廃棄物の減量に努めること。

(3) 騒音の発生に係る事項

駐車場又は各機器から発生する騒音について、近隣住民からの苦情がでないよう対応をすること。また、搬入搬出車両等の騒音についても配慮をすること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年8月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール大牟田

(2) 所在地 大牟田市岬町3番4 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

変 更 前		変 更 後	
位置	面積	位置	面積
荷さばき施設No.1 建物東側	192㎡	荷さばき施設No.1 本棟東側	変更なし
荷さばき施設No.2 建物南側	432㎡	荷さばき施設No.2 本棟南側	
荷さばき施設No.3 建物南側	144㎡	荷さばき施設No.3 本棟南側	
-	-	荷さばき施設No.4 別棟北側	50㎡
合 計	768㎡	合 計	818㎡

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変 更 前		変 更 後	
位置	面積	位置	面積
廃棄物等保管施設No.1 建物東側	32.73㎡	廃棄物等保管施設No.1 本棟東側	変更なし
廃棄物等保管施設No.2 建物南側	70.13㎡	廃棄物等保管施設No.2 本棟南側	
-	-	廃棄物等保管施設No.3 別棟西側	21.26㎡
合 計	102.86㎡	合 計	124.12㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設No.1	24時間	変更なし
荷さばき施設No.2	午前6時00分～午後10時00分	
荷さばき施設No.3	午前6時00分～午後10時00分	
荷さばき施設No.4	-	午前6時00分～午後10時00分

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年8月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人嘉麻あねんぶろいず支援センター

(2) 代表者の氏名

瀬崎 生子

(3) 主たる事務所の所在地

嘉麻市飯田74番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、行政主導の失業者支援から自立した地域密着・ボランティア型の失業者支援ネットワークを構築するとともに、地域住民に対し失業・雇用問題に関する助言、相談及び情報提供並びに職業訓練等を実施し、雇用機会の拡充を図り、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律それに基づく事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年8月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人本と人と地域をつなぐハッピーフェイス
- (2) 代表者の氏名
田村 幸光
- (3) 主たる事務所の所在地
太宰府市梅香苑二丁目15番7号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対し、図書館を活動の中心とし本に関心を持つ個人や団体等と連携を図りながら交流と学習の機会をつくり、読書環境づくり及び地域文化の継承に努めることにより、子どもを育てやすい地域社会の形成に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年8月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人九州国立博物館を愛する会
 - (2) 代表者の氏名
川添 廣志
 - (3) 主たる事務所の所在地

太宰府市御笠五丁目3番1号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、九州国立博物館（以下九博と略する）を愛するものが集い、より身近で親しみある博物館の発展を願い事業を行う。併せて九博をシンボルとした地域の発展と、文化の向上、並びに、交流による市民と九博との相互理解に寄与することを目的とする。さらにこれに必要な人材育成に努める。

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
トヨタ自動車九州株式会社	宮若市上有木1番地	平成28年8月8日	平成30年3月31日まで

公告

筑後東部第2期土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
友添 勲	柳川市三橋町吉開323番地2

公告

三潞南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
友添 勲	柳川市三橋町吉開323番地2

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護福祉施設サービス	4075100901	特別養護老人ホーム スマイル・岡垣 遠賀郡岡垣町大字内浦字前婦115-2	社会福祉法人岡垣睦福祉会	H28. 9. 1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市針摺東一丁目485番13から485番53まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号
ミサワホーム九州株式会社
代表取締役 宮川 誠二郎

公告

福岡県財務規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成28年9月9日

福岡県知事 小川 洋

- 意見募集期間
平成28年8月24日から平成28年9月23日まで
- 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部財産活用課に備え置きます。